

平成25年度 第3回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成26年1月20日(月) 10:00～11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
根本 賀章 会長 出席	浅賀 和彦 委員 出席
田原 緑 副会長 出席	山室 すみ江 委員 出席
秋本 久次 委員 出席	岡庭 武利 委員 出席
荒井 英理子 委員 出席	
事務局	妹尾課長 鈴木課長補佐兼係長 高橋主事 坂本主事 谷口主事 企画調整課 上野係長
案件提出課	総務課 斉藤係長 土井主査 市民課 狩集係長 国保年金課 森副参事 三浦係長 生活ふくし課 小沢係長 長寿いきがい課 篠田係長 子ども支援課 吉井係長 湯川主事 すこやか課 野本主査 交通課 寺田課長補佐 産業振興課 大久保係長 生涯学習課 園田主幹
<p>1 開会 事務局妹尾課長から開会宣言 10:00開会 会長挨拶</p> <p>2 前回の会議録の署名 根本会長、岡庭委員、浅賀委員が署名</p> <p>3 審議 (1) 諮問事項 ・諮問事項第25号～第33号について (2) 報告事項 ・報告事項第8号～第14号について</p> <p>4 事務局連絡事項 (1) 第2回三郷市個人情報保護審議会報告事項の説明について (2) 平成26年度第1回三郷市個人情報保護審議会の日程について</p> <p>5 閉会</p>	

3 審議

(1) 諮問事項 諮問第25号から諮問第33号まで事務局から概要説明

質疑

田原副会長： 諮問第25号についてお聞きします。DV被害者への支援を行うために総務課から関係各課に被害者の個人情報が入ることになると思いますが、この場合、課ごとに個人情報取扱事務の登録はしないのでしょうか。

土井主査： 諮問第25号についてご説明させていただきます。DV被害者のリストは市民課の住民基本台帳を基に作成され、関係各課のDV被害者支援業務の担当者のみが閲覧できる電子フォルダに保存されます。このリストを活用し、関係各課がDV被害者支援を行います。諮問第25号は、この業務の主管課である総務課が関係各課を代表して届け出ているものです。

事務局： 個人情報取扱事務につきましては、基本的には課ごとに届出を行っておりますが、諮問第25号のように業務の性質上、複数の課で一括して届出する必要のあるものもあります。そのような場合には、個人情報登録票の部課名欄に各課共通と表記し、複数の課が個人情報を共有するものとしています。

秋本委員： 諮問第28号についてお聞きします。人間ドック受診費用を助成するために親族等の関係を収集する必要があるのでしょうか。

森副参事： 代理人が申請をする場合に、その代理人が本人からみてどのような続柄に当たるのかということを確認するために収集する必要があります。

根本会長： 諮問第28号についてお聞きします。先ほどご説明いただいたように、代理人の続柄についての情報を収集するならば、個人情報登録票には、続柄も収集するという記載がされなければならないと思います。個人情報の記録の内容の項目として設けられている続柄と親族等の関係にはどのような違いがあるのでしょうか。

事務局： 諮問第28号につきましては、費用助成の申請書の様式と照らし合わせ、続柄と親族等の関係のどちらを収集するのか検討を行いますので、訂正の可能性を考慮していただいたうえで審議を進めていただきたいと思います。

荒井委員： 諮問第28号と第29号についてお聞きします。申請をする代理人が本

人とは別の住所に住んでいる場合、代理人の住所等の個人情報収集しないのでしょうか。

森 副 参 事： 代理人の住所、氏名、電話番号は収集いたします。

荒 井 委 員： 個人情報登録票の個人情報の記録の内容に設けられている項目では、収集する個人情報が本人のものなのか代理人のものなのかの区別がなされていませんが、この記載方法で間違いはないのでしょうか。

事 務 局： 個人情報の記録の内容の項目につきましては、収集の対象となる個人により区別する記載方法はとっておりませんので、現状の記載で間違いはありません。

秋 本 委 員： 諮問第30号、第31号、第32号についてお聞きします。目的外利用をした理由の欄に記載されている内容について詳しい説明をお願いします。

吉 井 係 長： 児童扶養手当は、ひとり親家庭に支給するもので事実上の婚姻関係がある家庭への支給は認められません。この目的外利用は、事実上の婚姻関係があるにも関わらず手当を受給するいわゆる不正受給を防止するため、支給先の家庭における事実上の婚姻関係の有無を確認するというものです。

浅 賀 委 員： 諮問第27号についてお聞きします。委託の条件として情報の管理方法等の指定をするとのことですが、具体的にどのようなことを指定するのでしょうか。

斉 藤 係 長： 個人情報の管理方法につきましては、仕様書において秘密の保持、情報の目的外利用の禁止、厳重管理を指定しています。また、情報は業務終了後速やかに市に返却しなければならないと取り決めています。

浅 賀 委 員： 情報の保存方法については指定しているのでしょうか。

斉 藤 係 長： 保存方法については指定していません。

山 室 委 員： 諮問第25号についてお聞きします。DV被害者支援に関する業務は今までどのように行っていたのでしょうか。

土 井 主 査： 総務課を含め11課が個別に支援業務を行ってきました。しかし、昨今DV被害者支援への市民の関心が高まり、より一層強化された支援を行う必要が出てきました。そのために支援措置申出者と加害者の情報を関係各課で共有することを目的とした業務登録を諮問させていただきました。

根本会長：他に質問はございますか。無いようでしたら諮問を承認することで異議なしと認め、承認することといたします。続いて報告事項が7件ございますので、事務局から説明をお願いします。

(2) 報告事項 報告第8号から報告第14号まで事務局から概要説明

根本会長：質問はございますか。無いようでしたら報告を受理することといたします。続いて事務局からの連絡事項をお願いします。

4 事務局連絡事項

(1) 第2回三郷市個人情報保護審議会報告事項の説明について

第2回三郷市個人情報保護審議会報告第4号と第5号について事務局から概要説明

(2) 平成26年度第1回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局：次回の審議会の日程ですが、平成26年7月14日月曜日午前10時からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

根本会長：皆様よろしいでしょうか。この案を了承し、次回は平成26年7月14日月曜日午前10時からといたします。

事務局：皆様、お疲れさまでした。これで平成25年度第3回三郷市個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

5 閉会

事務局：慎重なご審議ありがとうございました。最後に副会長より閉会のあいさつをお願いいたします。

田原副会長：皆様お疲れさまでした。これで平成25年度第3回三郷市個人情報保護審議会を閉会いたします。

署名欄	会長	
	署名委員	
	署名委員	